

# 監 査 報 告 書

平成30年6月21日

国立大学法人電気通信大学長  
福田 喬 殿

国立大学法人電気通信大学  
監 事 松山 優治  
監 事 名取 はにわ

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の国立大学法人電気通信大学（以下、当法人という。）の業務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、年度当初に定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考会議、その他主要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部局責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、当法人の内部監査室との緊密な連携のもとに、本部並びに主要な部局において、業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等により、これを確かめました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (2) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示していると認めます。
- (3) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

- (6) 当法人の業務は法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。
- (8) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

以 上